

アジア文化芸術ネットワーク強化助成 申請要領

令和 8 年度用 [Q-NWA 2026]



JAPAN FOUNDATION
国際交流基金

1 趣旨・目的

国際交流基金（以下「JF」という。）は、日本 ASEAN 友好協力 50 周年（2023 年）を契機に、日本と ASEAN の次世代の交流促進と人材育成を目的とする包括的な人的交流事業「次世代共創パートナーシップ－文化の WA2.0－」（以下、「文化の WA2.0」という）を、2033 年度にかけて集中的に実施します。

国際交流基金 - 次世代共創パートナーシップ - 文化の WA2.0 -

<https://www.jpf.go.jp/j/project/special/bunkanowa2/index.html>

この取組において、日 ASEAN 間の人的交流を推し進めるべく、以下 5 つの目的を達成するための事業を実施・支援します。

- ・ 日 ASEAN 間における将来にわたる強固な信頼関係の構築
- ・ 多層的な人的ネットワークの強化
- ・ 共通課題解決に向けた協働
- ・ 懸け橋となる次世代人材の育成
- ・ 多文化共生社会の発展への貢献

本プログラムは文化の WA2.0 の目的に合致した領域で、本プログラムの趣旨に沿う活動を行う個人に対する支援として、日本と ASEAN、東ティモールにおいて、国の枠を超えた共同／共創事業を担い活躍する、文化芸術分野の人材を幅広く育成することを目的とし双方向型のフェローシップを提供する包括的な人的交流事業です。

上記を踏まえ、「アジア文化芸術ネットワーク強化助成」は、ASEAN を中心としたアジアの国々と日本の、文化芸術分野における人材育成・人的交流を促進する事業経費の一部を助成します。

2 対象事業

(1) 事業内容

文化芸術分野（美術、舞台芸術、音楽、文芸、映像、生活文化、スポーツ等）における日本と ASEAN の専門家・専門機関（以下、「専門家等」）が中心となって実施される、国際交流を通じた次世代人材育成に資するネットワーク強化事業が対象です。具体的には、会議・レクチャー・ワークショップ、共同制作・協働作業、調査及びそれらの成果発信（展覧会、公演、上映、出版、配信等）が対象になります。**事業実施過程において、交流や協働を通じた次世代人材育成、関係者間のネットワーク強化の側面が含まれていることが必要です。**事業の実施地は日本国内外を問わず、また日本と ASEAN を中心とした多国間交流事業も対象とします。

(2) 対象となる事業の例

- ・ 将来的な次世代人材育成を目的とし、日本と ASEAN の人材交流や協働を通じて企画・調査・

制作された展覧会、公演等

- ・ 次世代人材育成を目的としたネットワーキング会議やシンポジウム、フィールドトリップ、フェスティバルへの参加等
- ・ アーティストインレジデンスを通じた専門家等の交流・協働事業
- ・ 国境を越えた共通課題に先進的に取り組む専門家等による、次世代育成を目的としたレクチャー・ワークショップ等
- ・ 美術館、ギャラリー、アートスペース、劇場、映画館、出版社、フェスティバル等、あるいは専門家同士の人材育成、ネットワーク強化に資する調査、及びその成果発信
- ・ 日本と ASEAN の若手批評家や研究者を対象に、専門家によるワークショップを交えつつ、共同で芸術批評や文化研究を行う事業

(3) 対象としない事業

- ・ 相互交流や協働の要素が認められないもの
- ・ 日本語教育、日本研究を主目的とするもの
- ・ 自然科学分野の学術研究
- ・ 営利を主目的とする事業
- ・ 宗教的又は政治的な目的のために利用される事業
- ・ 特定の主義、主張の普及を直接の目的とする事業

3 申請資格

(1) 申請者の資格

- ア 文化芸術分野で活動しており、日本の法人格を有する団体、又は同団体が中核となる実行委員会であること。
- イ 事業を計画に従い遂行する組織体制を有していること。
- ウ 申請団体名義の国内銀行口座を保持していること。又は助成金の受諾までに開設できること。

(2) 申請資格をもたない機関

- ア 日本国（行政機関等の国家機関）、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）
- イ 国等の設置する教育機関、研究機関その他国等に属する組織・団体、施設等（国等が設立に関与する組織・団体であっても、社団法人や財団法人等、固有の法人格を持つ団体は含まない）
- ウ 外国政府（省庁等の行政機関）及び外国政府の在外公館
- エ 日本国が資金を拠出している国際機関
- オ 「独立行政法人国際交流基金反社会的勢力への対応に関する規程」（平成 27 年度規程第 52 号）第 2 条第 2 項第 1 号に定める反社会的勢力とみなされる団体

(3) 申請は、1 プロジェクトに対し 1 団体が代表して行うこととしてください。

4 助成対象期間

2026 年 5 月 1 日以降に開始し、2027 年 3 月 31 日までに終了するプロジェクトを対象とします（海外で実施する場合は、日本発着日が助成対象期間内に収まる事業が対象）。

5 助成内容

(1) 助成対象項目

下記ア～クの項目の一部を助成します。

総事業費の30%以上をJF以外の資金（自己資金、他の助成金等）により賄われていることを条件とし、プロジェクト費用の全額を助成することはありません。

ア 謝金（出演者、講師謝金、研究者・協力者謝金、通訳謝金等）

イ 旅費（国際交通費、国内交通費、宿泊費等）

ウ 会場借料

エ 会場等制作費

オ 機材使用料

カ 資料・報告書作成費

キ 広報費・広報用映像制作費

ク 荷物輸送費

※ いずれの助成対象項目も、助成申請時に提出された予算書とJFが定める基準に則って助成額を決定します。

※ いずれの助成対象項目も、積算根拠となる資料（見積書等）を添付すること。

※ 以下の費用は助成対象になりません。

スタッフの家族に係る経費、申請団体に常勤する者の人件費、申請団体の所有するものの借料、物品等購入費（事業後に申請者の財産となるもの）、会食費、その他、JFが不適切と認める費用について助成対象外となる場合があります。

(2) 支給方法

助成金の振込先となる申請団体名と同一名義の銀行口座が必要です。**個人口座に助成金を振り込むことはできませんのでご注意ください。**

(3) 助成金の支払

- ・ 事業の終了後、適正な報告書をJFで受理、確認した後に支払います。報告書提出時には、助成金から支出された全ての経費について、領収書等、適正な支払証拠書類の提出が必要となります。会計報告書とともに適正な支払証拠書類が提出されない場合は、当該部分について助成金額を減額します。
- ・ 最終的な助成金額は、実際に発生した費用を超えることはありません。実際に発生した費用若しくは適正な支払証拠書類の提出があった金額の合計額が助成決定額を下回る場合、又は総事業費の70%を超える場合は、助成額を減額します。

(4) 助成金の支払（前払い希望の場合）

採用決定後、助成対象者から所定の様式による「中間事業計画承認願」及び「助成金支払申請書（一部前払い）」の提出をもって、交付決定額の70%を上限として支払います。

6 申請手続

(1) 申請方法（国内公募）

以下に挙げる申請書類を、下記(2)まで提出してください。

ア 申請書（様式1）

イ 収支計画書（様式2）

ウ 申請団体の約款・規約等（様式自由）

(2) 提出先

申請書類の受け付けは、「国際交流基金公募申請サイト」で行います。ダウンロードした申請書及び添付書類に必要事項を入力後、電子データを締切日時までに公募申請サイトにアップロードしてください。申請締切は日本時間で設定されていますので、時差に注意して余裕をもって申請してください。

(3) 応募締切：2025 年 12 月 2 日（火） 13 時（日本時間）

7 審査・結果通知

(1) 選考方針

提出された申請書類に基づき主に以下のような観点から総合的に審査をし、採否を決定します。

ア 事業計画の内容（企画の新規性、将来的な発展性、事業の質等）

イ 申請団体や参加者の活動実績

ウ 事業実施体制（準備状況、実現可能性、スケジュールの妥当性等）

エ 予算計画の妥当性（他団体の費用負担、各費用の単価等）

(2) 次に掲げるような事業は、審査の際に優先順位が低くなります。

ア 将来に向けた事業の新たな展開や発展の可能性が認められず、同じ参加者による同じ内容の事業が繰り返し実施されるもの

イ 友好親善の側面が強いもの

ウ 全体の計画において日本と ASEAN 以外の国の個人・団体の関与の割合が高いもの

(3) 審査方法

書面審査。必要に応じ、追加説明を求めることがあります。

(4) 結果通知

2026 年 4 月

(5) 採否理由等についてのお問合せには一切応じられませんので、ご了承ください。

8 同意事項

本プログラムに申請した者は、以下の事項に同意したものとみなします。

(1) 法令遵守

JF の助成事業は、JF の関係法令（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）を含む。）及び規程に従って実施されます。なお、補助金の受給や使用に関する不正行為があったときは、補助金の交付取消や返還命令（加算金を含む。）、その他一定期間の申請資格停止等の措置をとり、場合によっては刑事罰が課されることがあります。

(2) 連続助成の制限について

JF では、過去 3 年間にわたって連続して同じプログラムで助成した団体については、4 年目の助成を控えることを原則とします。これは、JF 事業の受益者が固定化することを避け、より多くの方への支援の機会を設けるためです。ただし、継続すべき強い理由があると JF が判断する場合はこの限りではありません。なお、ある年度においてこの原則が適用されて採用されなかった団体がその翌年度に申請することは可能であり、また審査において優先度が低くなることはありません。

(3) 助成対象者の義務

- ア 助成対象事業のウェブサイト、カタログ、ポスター、チラシ等の広報資料、及び成果物としての出版物や各種コンテンツ等には、JF の助成を受けた旨を明記し、所定のロゴマークをご掲載ください。
- イ また、広報資料及び成果物につき、別途指定する数量を JF にご寄贈ください。
- ウ **助成対象期間の終了後 2 か月以内**に、実施された事業の概要と成果及び収支内容について、所定の様式による報告書を作成し提出してください。

(4) 事業に関する情報の公開

- ア 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)に基づく開示請求が JF に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は原則開示されます。
- イ また、採用された場合、プロジェクト名、助成先団体名、同団体代表者及び事業担当者の氏名・肩書き、プロジェクト概要、助成対象期間、助成金額の情報は、JF の年報、事業実績、ウェブサイト等において公表されます。

(5) 個人情報の取扱い

ア 適用法の遵守

JF は、適用を受ける限りにおいて「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)(以下「法」という。)及び関連する政省令並びに個人情報保護委員会又は同委員会が権限を委任した機関が定める各種ガイドラインのほか、「EU 一般データ保護規則(以下「GDPR」という。))」、「中華人民共和国個人情報保護法」及び関連法令(以下「中国法」という。)、その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。JF の個人情報保護への取組(プライバシーポリシー)については、以下のウェブサイトをご覧ください。

(法関連)(和) <https://www.jpfr.go.jp/j/privacy> (英) <https://www.jpfr.go.jp/e/privacy/>

(GDPR 関連) <https://www.jpfr.go.jp/e/privacy/index.html#gdpr>

(中国法関連) https://www.jpfbj.cn/jp/personal_information/

イ 個人情報の取得

JF は、申請者から、申請書・添付書類、及び事業報告書・成果物等(を通じて、以下の個人情報(以下「個人情報」という。)を取得することがあります。また、JF は、一般に公開されたウェブサイトを通じて申請者の個人情報を取得することがあります。

【申請者に関する基礎的な情報】

氏名、生年月日、国籍、永住権、性別、勤務先、職業及び職務、自宅住所、郵便番号、電話番号(携帯電話を含む)、FAX 番号、E メールアドレス、本プログラムにおいて又は本プログラム前に撮影された写真等

ウ 【申請者の経歴や能力に関する情報】履歴書(学歴及び職歴を含む。)、主な業績、外国語能力、国外居留歴、国外居留計画及び居留期間の連絡先等

エ 個人情報の利用目的・利用期間

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を、当該申請者による同意に基づき、採否審査、採否結果通知、事業実施、事後評価、採用者に対する諸連絡その他一切の申請者及び採用者管理の目的(以下「本件利用目的」という。)のために利用します。

(イ) 申請者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、JF の事業

の適正かつ円滑な運営のために、JF の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成、今後の JF 事業の策定に利用されます。

(ウ) (イ) の情報に加え、申請者の連絡先（住所、E メールアドレス、電話番号）は、事業終了後に本件事業に関するフォローアップのためのアンケート依頼、他の JF 事業についてのご連絡、今後の JF 事業策定のための情報提供依頼等のために利用されます。

(エ) JF は、本件利用目的達成に必要な期間、申請者の個人情報を取り扱います。

オ 個人情報の提供

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を必要最低限の範囲で以下の機関等に提供することがあります。提供先には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています

- a 日本国在外公館（大使館・総領事館等）及び日本国外務省（査証手配、安全管理上の対応、事業の実施支援等のため）
- b 外部有識者等の評価者（採否審査、事後評価等のため）
- c 報道機関や他団体（事業の広報のため）
- d その他事業の必要性に応じて情報を受領するその他団体又は個人

(イ) JF は、行政機関、他の独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用する場合で、かつ、その利用に相当な理由のある場合、申請者から取得した個人情報を、行政機関等に対し提供する等、法第 69 条第 2 項に基づき、本件利用目的以外の目的のために利用又は提供することがあります。

カ 個人情報の越境移転

(ア) JF は、申請者から取得した個人情報を、本件利用目的のため、JF 本部を含む日本その他の国又は地域にある拠点に移転して取り扱うことがあります。JF は、当該国又は地域において、個人情報を適切に管理します。

(イ) 前項に定める場合のほか、JF は、事業の必要性に応じて、法令に定められた条件を満たす場合にのみ、申請者から取得した個人情報を、本件利用目的のため、日本その他の国又は地域にある必要な団体又は個人に提供することがあります。

キ 個人情報の安全管理

JF は、適切な安全管理対策と管理手段を講じて、申請者の個人情報に対する不正アクセスや漏えいの防止に努めます。

ク 申請者の個人情報に係る権利

申請者は、法、GDPR、中国法その他各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律が適用される限りにおいて、自らの個人情報へのアクセス、不正確な個人情報の訂正、個人情報の利用停止等の権利を有します

ケ 個人情報の取扱いに対する異議申立て

申請者は、JF における個人情報の取扱いに不満がある場合には、適用を受ける法令で認められる限りにおいて、JF に対して異議を述べることができます。また、申請者は、適用を受ける法令に従い、申請者の属する国の個人情報保護を管轄する当局に対して異議申立てをすることができます。

コ 事業関係者の個人情報

申請者から提出を受けた申請者以外の事業関係者の個人情報についても、上記ア～クの取扱

いとなりますので、申請者より事業関係者に事前にご説明の上、同意を得ていただくようお願いいたします。

サ 連絡窓口

本「個人情報の取扱い」に係るご意見・疑問点等は、「9. 問い合わせ先」記載の連絡先にお寄せください。

シ 同意の撤回

申請者は、本「個人情報の取扱い」への同意をいつでも撤回する権利があります。同意の撤回は、撤回前の個人情報の取扱いの適法性に影響を与えるものではありません。また、同意しない場合、又は同意を撤回した場合には、JF から必要な情報・サービスの提供を受けることができなくなる可能性があります。

(6) 海外での事業実施上の安全確保について

ア 感染症の流行状況等により、関係当局が発する規制や指示等を踏まえた対応が必要となる可能性につき十分ご留意願います。また、JF は、交付決定を行った後であっても、やむを得ず、中止または決定内容を変更したり、海外派遣に一定の条件を付したりする場合があります。

イ 海外での事業の実施にあたっては、関係者の安全な海外渡航・滞在のために、外務省海外安全ホームページから現地の安全情報を入手・確認してください。

※ 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

ウ 海外に渡航する際は「たびレジ」に登録し、海外におけるより一層の安全確保に努めてください。

※ 「たびレジ」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

9 問い合わせ先

- (1) 〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-4 四谷クルーセ
- (2) 国際交流基金 文化事業部 人物交流チーム
- (3) Email: qnarts@jpf.go.jp